

# スイスの地方議員の地方自治に対する意識の変化

——チューリヒ市議会議員意識調査から——

岡 本 三 彦

## A Slight Change in the Attitude of Swiss Local Parliamentary Members on the Subject of Local Autonomy: From an Attitude Survey of the Members of Zurich City Parliament

Mitsuhiko OKAMOTO

### Abstract

The city of Zurich is the largest city in Switzerland and also has the largest municipal parliament consisting of 125 members. This article explores changes in the attitude of the members of Zurich City Parliament on the question of local autonomy using survey data collected in 2001 and 2010/11.

The first attitude survey was carried out in Zurich in September 2001 and repeated again in 2010/11. The project attempted to explore changes in the attitudes of the municipal parliament to local referendums, in particular their attitudes to direct democracy. Results of the first survey suggested that most respondents in the Zurich City Parliament agreed with having local referendums and thought that the electorate played a very important role.

The second survey indicated that all respondents except for two parliamentarians approved of local referendums. The respondents who agreed with direct democracy increased in the second survey when compared with the first survey. Moreover, most parliamentarians seemed to have become more sympathetic towards their political party than they were in the first survey.

The article firstly describes the results of the second survey in 2010/11 then goes on to compares this with the results of the first survey in 2001. Lastly, the article inquires into participants' attitudes to local autonomy, especially in relation to direct democracy.

## はじめに

本稿は、スイスの市議会議員の地方自治に関する意識と変化について、チューリヒ市議会を中心に考察する。

筆者は、2001年9月にチューリヒ市議会議員125名全員に対して意識調査（以下、「2001年調査」という）を実施した<sup>1)</sup>。それから10年近くが経った2010-2011年にふたたび同市議会議員に2001年と同じ調査（以下、「2010年調査」という）を実施した。2001年に、意識調査を実施した理由は、市議会と住民投票、市参事会（執行部）などとの関係、とくに住民や直接民主制に対する市議会議員の意識について明らかにしようと考えたからである。今回はそれに加えて、前回の調査から約10年が経過したことで議員の意識にどのような変化があるのか探ろうと考えた。また、今回の調査は、スイスだけでなく、イギリス、ドイツ、アメリカ、日本といった「首長直接公選制」（二元代表制）を採用している基礎的自治体でも同様に実施した。したがって、今回の調査は、チューリヒ市の時系列的変化に加えて、他都市との比較も意図していた。

本稿では、紙幅の関係から、チューリヒ市の時系列的変化を中心に考察する。そこで、まず2010年調査の結果について述べる。次に、2010年調査と2001年調査のそれぞれの結果を比較する。そこから、議員の意識の変化等について議論する。

### 1. 2010年調査について

2010年調査は、2001年調査と同じ調査項目で実施した。2つの調査の間の変化を探るためである。いずれも設問は全部で14問である（ただし、複数の設問をしているものがある）。

アンケートは全体を大きく3つに分けることができる。第一が市議会の機能、議員の役割といった主に議会制度にかかわる質問である（【設問1】から【設問3】、および【設問7】から【設問9】まで）。第二が意思決定過程、住民投票に関する質問である（【設問4】から【設問6】）。第三が議員自身の事柄に関するもので、チューリヒ市での居住年数、1週間あたりの議会活動時間などについて尋ねている（【設問10】から【設問14】）。

調査対象は、チューリヒ市議会議員125名で、全員に調査用紙を送付した。最終的に93名から回答があり、回答率は74.4%であった。政党別の回答数では、社会民主党27名、スイス国民党18名、自由民主党14名、緑の党12名、自由主義緑の党11名、キリスト教民主国民党5名、その他が6名であった<sup>2)</sup>。

(1) 市議会の機能、議員の役割

①市議会の機能

【設問1】では、「政策の立案」、「政治的決定」、「自治体行政の監視」、「住民意思の代表」など市議会の機能として9つの項目を提示し、「きわめて重要」、「重要」、「あまり重要ではない」、「まったく重要ではない」の中から選択、回答してもらった。

表1 市議会の機能の重要度

	きわめて重要	重要	あまり重要でない	まったく重要ではない	DK, NA
政策の立案	33 (35.5%)	45 (48.4%)	10 (10.8%)	3 (3.2%)	2 (2.2%)
政治的決定	72 (77.4%)	20 (21.5%)	1 (1.1%)	—	—
自治体行政の監視	44 (47.3%)	35 (37.6%)	11 (11.8%)	3 (3.2%)	—
住民意思の代表	55 (59.1%)	30 (32.3%)	8 (8.6%)	—	—
対立する利害の調整	11 (11.8%)	37 (39.8%)	30 (32.3%)	13 (14.0%)	2 (2.2%)
住民への情報伝達と説明	11 (11.8%)	27 (29.0%)	37 (39.8%)	17 (18.3%)	1 (1.1%)
市参事会の政策の支持	1 (1.1%)	9 (9.7%)	43 (46.2%)	38 (40.9%)	2* (2.2%)
住民の諸利益の表出	23 (24.7%)	35 (37.6%)	25 (26.9%)	9 (9.7%)	1 (1.1%)
議会の政策の住民への説得	12 (12.9%)	24 (25.8%)	33 (35.5%)	23 (24.7%)	1 (1.1%)
その他	12 (12.9%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	78 (83.9%)

\* その他を回答した1名を含む。

まず、「政治的決定」を「きわめて重要」だとする回答が72名(77.4%)で最多であった。この選択肢に関しては、「きわめて重要」に「重要」と答えた20名を加えると合計で92名(98.9%)になり、回答者のほとんどが議会の役割として「政治的決定」が重要だと回答している。

続いて、「住民意思の代表」が「きわめて重要」とする回答が55名(59.1%)で、「重要」とする回答の30名(32.3%)を加えると、こちらも9割を超える回答(91.4%)が議会の役割として重要だと回答している。

それに続くのが「自治体行政の監視」で、「きわめて重要」という回答が44名(47.3%)で、「重要」という回答も35名(37.6%)に及んでいる。両者を合わせると、79名

(84.9%)となり、議会の機能として重要だと認識していることがわかる。

さらに、「政策の立案」についても「きわめて重要」(33名, 35.5%)と「重要」(45名, 48.4%)と考える回答者が78名(83.9%)を占めている。「政治的決定」,「住民意思の代表」,「自治体行政の監視」,「政策の立案」の4つについては、8割を超える議員が議会の機能として重要だと認識している。

また、「住民の諸利益の表出」については、「きわめて重要」「重要」とする回答者の数が58名(62.3%)で6割を超えている。「対立する利害の調整」については、約半数の議員(51.6%)が「きわめて重要」「重要」と回答している。

これに対して、「市参事会の政策の支持」については、「あまり重要ではない」(43名, 46.2%)と「まったく重要ではない」(38名, 40.9%)が81名(87.1%)を占め、市議会の機能としては重要ではないと考えている。また、「議会の政策の住民への説得」と「住民への情報伝達と説明」については、「あまり重要ではない」「重要ではない」という回答が約6割(58.1%)に及んでいる。

チューリヒ市も「二元代表制」を採用し、議会と執行部(市長および市参事会)は住民の支持をめぐって競合する関係にある。議員は執行部を支えようという意識は強くない。多くの議員が、政治的決定や住民意思の表出こそ議会の役割である、と認識している。

## ②議員の役割

続く【設問2】では、「議員は何を代表すべきか」について質問した。選択肢は「チューリヒ市」,「選挙区」,「住区」<sup>3)</sup>,「政党」など7つであり、それぞれ重要度を回答しても

表2 議員は何を代表すべきか

	きわめて重要	重要	あまり重要でない	まったく重要ではない	NA,DK
チューリヒ市	59 (63.4%)	26 (28.0%)	3 (3.2%)	4 (4.3%)	1 (1.1%)
選挙区	41 (44.1%)	36 (38.7%)	13 (14.0%)	2 (2.2%)	1 (1.1%)
住区	37 (39.8%)	36 (38.7%)	17 (18.3%)	1 (1.1%)	2 (2.2%)
自治体行政	—	6 (6.5%)	20 (21.5%)	64 (68.8%)	3 (3.2%)
政党	40 (43.0%)	38 (40.9%)	8 (8.6%)	6 (6.5%)	1 (1.1%)
利益集団	2 (2.2%)	14 (15.1%)	36 (38.7%)	40 (43.0%)	1 (1.1%)
その他	3 (3.2%)	1 (1.1%)	3 (3.2%)	—	86* (92.5%)

\* その他の意見を述べた1名を含む。

らった。

「チューリヒ市」を代表することが「きわめて重要」だという回答が59名（63.4%）で、「きわめて重要」という回答の中では一番多かった。さらにこの選択肢については、「重要」だと考えている者が26名（28.0%）で、「きわめて重要」または「重要」を合わせると85名（91.4%）になり9割を超える。

「政党」を代表することが「きわめて重要」という回答は40名（43.0%）にとどまるものの、「重要」とする回答は38名（40.9%）で、両者を合わせると78名（83.9%）となる。この結果、「きわめて重要」「重要」と程度の差があるとはいえ、議員は「政党」を代表すべきであると考えている回答が「チューリヒ市」に続いて二番目に多くなる。

「選挙区」を代表することが「きわめて重要」とする回答は41名（44.1%）であったが、「重要」とする回答は36名（38.7%）で、両者を合わせた数は77名（82.8%）となる。また、「住区」に関しても「きわめて重要」とする回答は37名（39.8%）、「重要」とする回答が36名（38.7%）で、両者を合わせると73名（78.5%）となる。

これに対して、「利益団体」に関しては、「あまり重要ではない」（36名、38.7%）、「まったく重要ではない」（40名、43.0%）という回答が76名（81.7%）となっている。また、「自治体行政」を代表すべきであるという選択肢については、「まったく重要ではない」だけで64名（68.8%）に上り、「あまり重要ではない」の20名（21.5%）を合わせると、84名（90.3%）にも達する。

以上のことから、議員はチューリヒ市や選挙区、住区といった地域、そして自らが所属する政党を代表するという意識が強いのに対して、利益団体や行政については弱いことがわかる。とくに、「きわめて重要」と「重要」を合わせたものでは「チューリヒ市」「政党」「選挙区」「住区」の順で高くなっており、チューリヒ市議会議員にとって政党の存在は重要であることがわかる。

### ③意思決定の際に考慮すること

【設問3】では、議員は、意思決定に際して、選挙民の代理人として議決するのか、あるいは全体の代表として議決するのか、あるいは政党の方針に従うのか、3つの選択肢の

表3 意思決定の際に考慮すること

議員は自らの考えに反しても、選挙民の意思を代表すべきである	18 (19.4%)
議員は選挙民の意思に反しても、自らの考えに従って議決すべきである	40 (43.0%)
議員は議決に際して、政党の方針に従うべきである	28 (30.1%)
わからない	7 (7.6%)*

\*その他を回答した5名を含む。

中から自らの考えに最も該当するものを回答してもらった。

多くの回答者が選択したのが「議員は選挙民の意思に反しても、自らの考えに従って議決すべきである」という選択肢で40名（43.0%）であった。これに対して、18名（19.4%）が「議員は自らの考えに反しても、選挙民の意思を代表すべきである」を選択し、28名（30.1%）が「議員は議決に際して、政党の方針に従うべきである」を選択している。調査結果からは、「自らの考えに従って」意思決定を行う議員が多い一方で、「政党の方針に従う」という回答が3割を占めている。ここから政党の存在は小さくないことがうかがえる。

#### ④市参事会に対する支持

チューリヒ市では、市議会のみならず、執行部である参事会のメンバー（参事会員）9名（うち1名は市長）も住民による直接選挙によって選出される。【設問7】の「現在の参事会の活動を支持するか」では、市議会と市参事会の関係が協動的であるのか、対立的であるのか、を尋ねた<sup>4)</sup>。この設問に対する選択肢は、「強く支持する」、「支持する」（以上、支持）、「どちらともいえない」（中間）、「あまり支持しない」、「まったく支持しない」（以上、不支持）、「わからない」の6つである。

表4 市参事会に対する支持

強く支持する	3 (3.2%)
支持する	33 (35.5%)
どちらともいえない	32 (34.4%)
あまり支持しない	14 (15.1%)
まったく支持しない	7 (7.5%)
わからない	2 (2.2%)*
無回答	2 (2.2%)

\*その他を回答した1名を含む。

この回答では「支持する」という33名（35.5%）が最も多く、「強く支持する」という3名（3.2%）を加えた36名（38.7%）が、現参事会の活動を支持すると表明している。反対に、「あまり支持しない」（14名、15.1%）と「まったく支持しない」（7名、7.5%）という現参事会を支持しない回答は、21名（22.6%）となっている。両者の中間にあたる「どちらともいえない」が32名（34.4%）であった。

本設問の結果と【設問1】の「市参事会の政策の支持」の結果から、議員にとって市参事会は積極的に支持をするものではない、と認識しているようである。

#### ⑤所属政党との関係

チューリヒ市議会議員は、比例代表制によって選出されている。したがって、議員と政

党の結びつきは強く、政党への帰属意識は強い。そこで【設問8】は、所属政党との関係を見るために、議員自らの考えと自分が所属する「政党とどれくらい見解が対立するか」頻度を尋ねた。回答の選択肢としては、「常に対立する」、「しばしば対立する」、「めったに対立しない」、「まったく対立しない」、「政党に属していない」、「わからない」の6つである。

表5 政党とどれくらい見解が対立するか

常に対立する	—
しばしば対立する	5 (5.4%)
めったに対立しない	81 (87.1%)
まったく対立しない	5 (5.4%)
政党に属していない	1 (1.1%)
わからない	—
無回答	1 (1.1%)

回答では、「めったに対立しない」というものが81名（87.1%）で9割近くに及ぶ。「しばしば対立する」と「まったく対立しない」がそれぞれ5名（5.4%）である。「常に対立する」を選択した回答はなかった。

#### ⑥議会の討論

行政権の拡大に伴って、相対的に「立法権」を有する議会の低下が指摘されている。では、そもそも議会は「討論の場」として機能しているのだろうか。【設問9】は、チューリヒ市議会ではどの程度議論が活発であるのかを知るために、「チューリヒ市議会における議論は、全体として機能していると思うか」尋ねた。それに対する回答の選択肢は、「よく機能している」、「まずまず機能している」、「あまり機能していない」、「機能していない」、「わからない」の5つである。

表6 議会における討論の状況

よく機能している	10 (10.8%)
まずまず機能している	47 (50.5%)
あまり機能していない	29 (31.2%)
機能していない	5 (5.4%)
わからない	2 (2.2%)*
無回答	—

\* その他を回答した2名を含む。

回答では、47名（50.5%）が「まずまず機能している」を選択しており、これが最も多かった。これに対して、「あまり機能していない」とする回答も29名（31.2%）を占めた。「よく機能している」と考える回答が10名（10.8%）、反対に「機能していない」という回答が5名（5.4%）であった。全体として、議員の約6割（61.2%）が概ね議会の討論がうまくいっていると考えている一方で、3割以上の議員は十分ではないと回答している。現在の議会の討論に関して疑問を持っている議員も少なくないといえよう。

## (2) 意思決定過程、住民投票

民主政治においては、住民・有権者が最終的な意思決定者でなければならず、その意味で、政治的意思決定過程においては、本来、住民・有権者は重要なアクターとなるはずである。住民投票は有権者が直接的に意思決定過程に参加できるという点で民主政治にとって有益な手段の一つであるといえよう。ところが、代議制民主主義の担い手である議員にとって、住民投票のような直接民主制は、ともすると自分たちの手足を縛るものとして意識される場合がある。そこで、議員は意思決定過程におけるアクターとして有権者や参事会、議会などをどう見ているのか、さらに自分たちの意思決定を否定することにもなる住民投票制度に対してどう考えているのか尋ねた。

### ①意思決定のアクター

【設問4】は、チューリヒ市の意思決定過程で重要なアクターと思われる「有権者」「市議会」「市参事会」「市長」「自治体行政」「利益集団」「その他」の中から順に上位3つを順番に選択してもらうようにした。なお、表7では、4位以下の順位を付けたものも示した。

表7 意思決定のアクター

	1位	2位	3位	4位以下	無回答
有権者	55 (59.1%)	9 (9.7%)	11 (11.8%)	4 (4.3%)	14 (15.1%)
市議会	8 (8.6%)	57 (61.3%)	21 (22.6%)	4 (4.3%)	3 (3.2%)
市参事会	17 (18.3%)	21 (22.6%)	39 (41.9%)	4 (4.3%)	12 (12.9%)
市長	1 (1.1%)	—	3 (3.2%)	18 (19.4%)	71 (76.3%)
自治体行政	12 (12.9%)	7 (7.5%)	7 (7.5%)	14 (15.1%)	53 (57.0%)
利益集団	1 (1.1%)	2 (2.2%)	14 (15.1%)	11 (11.8%)	65 (69.9%)
その他	—	—	—	1 (1.1%)	92 (98.9%)

回答では、「有権者」、「市議会」、「市参事会」の3つが上位になった。1位に挙げた回答で最も多かったのが、「有権者」で55名（59.1%）であった。続いて「市参事会」を1

位とする回答も17名（18.3%）となっている。

2位に挙げた回答では「市議会」が57名（61.3%）で、6割を超えている。市議会については1位と考えている議員が8名（8.6%）、3位としているのが21名（22.6%）であり、1位から3位までの総数では「市議会」が最も多く、92.5%となる。

3位に挙げたのが最も多かったのは「市参事会」の39名（41.9%）であるが、1位としている議員も17名（18.3%）おり、「市参事会」は決して軽視できないと考えていることがわかる。

こうした上位3つに対して、「市長」を重要なアクターとして捉える者はきわめて少なく、1位から3位までに入れた議員は4名（4.3%）しかいなかった。これは「自治体行政」を上位3位までに入れた26名（28.0%）、「利益集団」の17名（18.3%）に比べてもかなり少ない。合議制の執行部である「市参事会」が住民の直接投票で選出されるチューリヒ市では、市長は住民からの直接公選で選ばれるものの、参事会の一員であり、しかも儀礼的な側面が強く、他の参事会員に比べてとくに強力な権限が与えられているわけではないことが関係しているといえよう。

## ②住民投票

「住民代表」である議員は、しばしば住民投票を批判的に捉える傾向があると考えられているが、間接民主制の議会制と直接民主制の住民投票の「共生」は可能なのか。【設問5】では、住民投票に対する議員の意識を尋ねている。

表8 住民投票について

	そう思う	そう思わない	DK	NA
住民投票の結果が市議会の議決に優越するのは当然である	91 (97.8%)	—	—	2 (2.2%)
市議会の決定がしばしば住民投票の結果よりも優れている	12 (12.9%)	67 (72.0%)	7 (7.5%)	7* (7.5%)
住民投票の大部分は廃止したほうがよい	3 (3.2%)	80 (86.0%)	2 (2.2%)	8* (8.6%)
その他	1 (1.1%)	—	—	92 (98.9%)

\*その他を回答した1名を含む。

まず、「住民投票の結果が市議会の決定に優越するのは当然である」については、「そう思う」が91名（97.8%）で、無回答の2名を除くすべての回答者がこれに同意している。スイスでは住民投票（国民投票）の結果が最終的な意思決定である住民投票制度が定着しているが、今回の調査では、ほとんどすべての議員が住民投票の優越性を認めており、予想していた以上の結果であった。

次に、「市議会の決定がしばしば住民投票の結果よりも優れている」という選択肢については、67名(72.0%)が「そう思わない」と回答している一方で、12名(12.9%)が「そう思う」と答えている。多くの議員が住民投票の結果が優れていると回答しているものの、中には市議会の決定の方が優れていると考える議員もいる。

最後に、「住民投票の大部分は廃止するほうがよい」と思うかという質問については、「そう思わない」という回答が80名(86.0%)を占め、「そう思う」の3名(3.2%)を圧倒している。9割近くの議員が住民投票制度の存続を主張している。こうした回答から、スイスにおいては、住民投票が政治の中で重要な手段として認識されていることが改めて確認された。

【設問6】では、「今後の住民投票についてどうあるべき」だと考えているか尋ねた。回答の選択肢としては、「住民投票をより強める(議会の権限を弱める)」、「現状維持」、「住民投票をより弱める(議会の権限をより強める)」、「廃止する」の4つから選択してもらった。その結果、回答者の8割近く(78.5%)が「現状維持」を選択している。議会の権限を強めようという回答と、反対に住民投票の権限を強くしようという回答がそれぞれ1割弱(8.6%)で、「廃止」を選択した回答者はいなかった。

表9 今後の住民投票のあり方について

拡大すべきである(市議会の権限を弱める)	8 (8.6%)
今までと同じでよい	73 (78.5%)
縮小すべきである(市議会の権限を強める)	8 (8.6%)
廃止すべきである	—
わからない	—
無回答	1 (1.1%)
その他	3 (3.2%)

以上の結果から、チューリヒ市では、議員のほとんどが住民投票制度とその影響力を認めていることがわかる。もちろん、住民投票のすべてが優れていると思っているわけではない(例えば、【設問5】の回答)。しかし、廃止すべきであるという回答は皆無であり、住民投票制度を縮小すべきであるという意見も1割に満たないことから、住民投票の重要性、必要性を認識していることがわかる。

### (3) 議員個人の属性など

【設問10】以降では議員個人の属性などについて尋ねている。【設問10】はチューリヒ市での居住年数を、【設問11】ではチューリヒ市で成長したのか尋ねた。チューリヒ市に対

するアイデンティティを知るのに参考になると考えたからである。また、【設問12】の議員活動の時間と【設問13】の総収入に占める実費弁償の割合については、主に議員の活動実態を探るのに参考になると考えたからである。スイスでは一般に議員は歳費など受け取らず、会議出席による実費弁償を受けるのみである。チューリヒ市議会議員も実費弁償がなされるものの<sup>5)</sup>、どの程度、議員として活動しているのか、興味深いと思われた。

#### ①チューリヒ市での居住年数

まず【設問10】で、「チューリヒ市に何年くらい住んでいるのか」、回答者自身に何年から同市に住んでいるか記入してもらうことにした。回答者の中で最も長かったのが、1943年以来チューリヒ市に住んでいる、というものであり、反対に最も居住年数が短かったのが、2009年以降、という回答であった。全体としては、同市での平均居住年数は31.4年となっている。

#### ②チューリヒ市で成長

【設問11】では、回答者が「チューリヒ市で成長したのか」、つまり幼少期から同市で育ったのか尋ねた。この回答は、「はい」か「いいえ」を選択してもらった。回答は、「はい」が47名（50.5%）で、「いいえ」が44名（47.3%）であった。議員のおよそ半数がチューリヒ市で成長し、長年生活していることがわかる。

#### ③議員活動の時間

議員歳費もなく、生業に就きながら、議員活動をすることは、仕事以外でも自分の時間が削られることを意味している。【設問12】では、回答者が議員として、週にどの程度時間を割いているのか、回答者に時間を記入してもらった。この設問では、「会議（委員会を含む）のために週におよそ何時間くらい費やしているか」と「市議会の活動（通勤時間、シンポジウムでの討論、現場活動）のために全体で週に何時間くらい費やしているか」の2つに分けて尋ねた。

まず「会議（委員会を含む）のために週におよそ何時間くらい費やしているか」については、最低で2時間、最高で24時間、平均で8.7時間であった。次いで「市議会議員の活動（通勤時間、シンポジウムでの討論、現場活動）のために全体で週に何時間くらい費やしているか」については、最短で2時間、最長で30時間、平均では14.9時間であった。いずれの場合にも、最長と最短では非常に大きな差があった。

#### ④総収入に占める実費弁償の割合

チューリヒ市をはじめスイスの自治体では、少数の常勤職員を除き、公職に就いても拘束時間に対する実費弁償がなされるだけで給与は支給されない。【設問13】では、「収入のうち市議会からの実費弁償はおよそどの程度を占めるか」尋ねた。回答は、「多い（収入の4分の3以上）」、「どちらかというも多い」、「どちらかというが少ない」、「少ない（収

入の4分の1以下)」、「その他」から選択してもらうことにした。

表10 収入のうち市議会からの実費弁償の占める割合

多い (収入の ¾ 以上)	2 (2.2%)
どちらかという和多い	4 (4.3%)
どちらかというと少ない	17 (18.3%)
少ない (収入の ¼ 以下)	65 (69.9%)
無回答	5 (5.4%)
その他	—

回答結果は、「少ない (収入の4分の1以下)」が65名 (69.9%) で、最も多かった。次いで「どちらかというと少ない」という回答が17名 (18.3%) であった。これに対して、「多い (収入の4分の3以上)」(2名, 2.2%), 「どちらかという和多い」(4名, 4.3%) は、わずか6名 (6.5%) であった。回答者の9割近くが「どちらかというと少ない」または「少ない」と答えている。やはり会議に出席した時だけに支払われる実費弁償だけでは、収入全体に占める割合は低いといえよう。

#### ⑤職業

最後に回答者の「職業について」尋ねた。【設問14】では、あらかじめ「民間企業に従事」、「公共サービスに従事」、「民間企業の管理職」、「公共サービスの管理職」、「自営業」など8つの選択肢を設定して、それを選択してもらった。この中では、「公共サービスに従事」が19名 (20.4%), 「民間企業の管理職」が18名 (19.4%) で、以下、「自営業」が17名 (18.3%), 「民間企業に従事」が12名 (12.9%), 「公共サービスの管理職」が10名 (10.8%) であった。

表11 職業 (生業) について

民間企業に従事	12 (12.9%)
公共サービスに従事	19 (20.4%)
民間企業の管理職	18 (19.4%)
公共サービスの管理職	10 (10.8%)
自営業	17 (18.3%)
家事・育児	1 (1.1%)
年金生活者	4 (4.3%)
その他	11 (11.8%)
無回答	1 (1.1%)

チューリヒ市の場合も、「自営業」に従事する者は少なくないものの、公務員の政治活

動などが禁止されている日本とは異なり、議員の中の2割（20.4%）が「公共サービスに従事」を生業とする者であり、また2割近く（19.4%）が「民間企業の管理職」となっており、「自営業」よりも多くなっている。また、12.9%が「民間企業に従事」する「サラリーマン」であるなど、議員の職業はバラエティに富んでいる。このことによって、チューリヒ市議会にさまざまな意見が反映される可能性があるといえよう。なお、「その他」には、「民間企業の管理職」と「自営業」、「民間企業の幹部」と「家事・育児」など複数の職業を回答したものが含まれている。

ここまで2010年調査の結果を分析することにより、現在の市議会議員の意識について議論してきた。回答で比較的顕著な傾向を示したのが、「市議会の機能」、「議員の役割」、「住民投票の優越性」である。市議会の機能については、「政治的決定」と「住民意思の代表」がいずれも「きわめて重要」と「重要」の合計で9割を超えている。また、「議員の役割」として「チューリヒ市」を代表することが「きわめて重要」と「重要」の合計で9割を超えている。さらに、「住民投票が議会の議決に優越する」ことについては、ほぼ全員が「そう思う」と回答している。このような回答については、政党・党派は関係がないと考えられる。

## 2. 2001年調査との比較

前章では2010年調査の結果について検討してきたが、前回の調査と今回の調査とでは、チューリヒ市議会議員の意識は変化したのであろうか。そこで、ここでは2001年調査の結果と2010年調査の結果を比較する。なお、2001年調査は回答数84名、回答率67.2%であった<sup>6)</sup>。回答した議員の数は、2001年調査よりも2010年調査の方が多かった。

### (1) 2001年調査の特徴

2001年調査の結果では、議員は議会の役割を認識し、住民代表としての機能を果たしており、地域の課題に取り組んでいることが明らかとなった。また、住民投票については、しばしば議会の決定の方が、住民投票の決定よりも優れていると思いつつも、ほとんどの議員が住民投票の必要性を認識していた。自治体の意思決定においては住民が主役であるという認識が議員にもあることが確認された。

### (2) 各設問の比較

#### ①市議会の機能

市議会の機能に関する意識では、2001年調査と2010年調査のいずれも「政治的決定」と「住民意思の代表」「自治体行政の監視」が上位3位に入っている点は変わりがない。2つの調査で増減が大きいのが「議会の政策の住民への説得」で51.2%から38.7%へと減少したことである。また、「政策の立案」(77.4%→83.9%)、「住民の諸利益の表出」(57.1%→62.3%)、「住民意思の代表」(86.9%→91.4%)が増加しているのに対して、「市参事会の政策の支持」(20.3%→10.8%)、「住民への情報伝達と説明」(47.7%→40.8%)がそれぞれ減少している。

表12 市議会の機能の重要度（「きわめて重要」と「重要」の合計）

	2001年	2010年	差
政策の立案	77.4%	83.9%	6.5%
政治的決定	97.7%	98.9%	1.2%
自治体行政の監視	83.3%	84.9%	1.6%
住民意思の代表	86.9%	91.4%	4.5%
対立する利害の調整	48.9%	51.6%	2.7%
住民への情報伝達と説明	47.7%	40.8%	-6.9%
市参事会の政策の支持	20.3%	10.8%	-9.5%
住民の諸利益の表出	57.1%	62.3%	5.2%
議会の政策の住民への説得	51.2%	38.7%	-12.5%
その他	4.8%	14.0%	9.2%

住民とのコミュニケーションという点で、「議会の政策の住民への説得」や「住民への情報伝達と説明」が重要であるという回答が減少しており、議員から住民への働きかけが弱まっているといえよう。ただし、「住民意思の代表」や「住民の諸利益の表出」を重要とする回答は多いので、必ずしも議員が住民の意向を軽視しているというわけではなさそうである。

## ②議員の役割

議員として何を代表すべきなのか尋ねたものについては、2001年調査では、「政党」を代表するという回答（82.1%）が最も多かった。「政党」は2010年調査でも8割を超える回答（83.9%）を得ている。ただし、「チューリヒ市」という回答が78.6%から91.4%へ増加して最も多くなった点が目立っている。

表13 議員の役割に関する意識（「きわめて重要」と「重要」の合計）

	2001年	2010年	差
チューリヒ市	78.6%	91.4%	12.8%
選挙区	80.9%	82.8%	1.9%
住区	79.7%	78.5%	-1.2%
自治体行政	11.9%	6.5%	-5.4%
政党	82.1%	83.9%	1.8%
利益集団	36.9%	17.3%	-19.6%
その他	4.8%	4.3%	-0.5%

それに対して、「利益集団」は36.9%から17.3%へと2割近く（19.6%）も減少している。この両者については増減の幅が大きかった。また、もともと少なかった「自治体行政」が11.9%から6.5%へと減少している。

「選挙区」や「住区」といった住民に身近な地域が重要であるとする議員は少なくないものの、「チューリヒ市」を代表する、という意識の方が強いといえる。

③意思決定の際に考慮すること

2001年調査に比べて2010年調査で顕著な変化を示したのが、「意思決定の際に考慮すること」であった。

表14 意思決定の際に考慮すること

	2001年	2010年	差
議員は自らの考えに反しても、選挙民の意思を代表すべきである	23.8%	19.4%	-4.4%
議員は選挙民の意思に反しても、自らの考えに従って議決すべきである	54.8%	43.0%	-11.8%
議員は議決に際して、政党の方針に従うべきである	17.9%	30.1%	12.2%
わからない	3.6%	2.2%	-1.4%
その他	—	5.4%	5.4%

いずれの調査でも「自らの意思に従って議決」という回答が最も多かったものの、2001年調査の過半数（54.8%）から、2010年調査では43.0%へと減少した。それに対して、「政党の方針に従う」という回答は増加して3割（30.1%）に上り、「選挙民の意思を代表」の19.4%を逆転している。

他の設問のところでも述べたが、本設問からもチューリヒ市議会議員は以前にも増して政党との関係が密になっていることがうかがえる。

④市参事会に対する支持

市参事会に対する支持では、「強く支持する」(4.8%→3.2%)と「支持する」(40.5%→35.5%)が減っており、「どちらともいえない」(26.2%→34.4%)が増加している。

表15 市参事会に対する支持

	2001年	2010年	差
強く支持する	4.8%	3.2%	-1.6%
支持する	40.5%	35.5%	-5.0%
どちらともいえない	26.2%	34.4%	8.2%
あまり支持しない	10.7%	15.1%	4.4%
まったく支持しない	11.9%	7.5%	-4.4%
わからない	2.4%	2.2%*	-0.2%
無回答	3.6%	2.2%	-1.4%

\*その他を回答した1名を含む。

また、「あまり支持しない」(10.7%→15.1%)は増えているが、「まったく支持しない」(11.9%→7.5%)は減少している。全般的に、市議会議員で積極的に市参事会を支持する回答は減って、「どちらともいえない」または「あまり支持しない」と、市参事会の支持に消極的な意見が増えている。

⑤所属政党との関係

本節②「議員の役割」でも「政党」について述べたが、議員と政党との関係は、顕著な変化があった回答の一つである。所属政党とは「しばしば対立する」という回答(16.7%→5.4%)が減少し、「めったに対立しない」(79.8%→87.1%)と「まったく対立しない」(0%→5.4%)がそれぞれ増えている。

表16 政党とどれくらい見解が対立するか

	2001年	2010年	差
常に対立する	—	—	—
しばしば対立する	16.7%	5.4%	-11.3%
めったに対立しない	79.8%	87.1%	7.3%
まったく対立しない	—	5.4%	5.4%
政党に属していない	1.2%	1.1%	-0.1%
わからない	—	—	—
無回答	2.4%	1.1%	-1.3%

市議会議員選挙では、比例代表制で得票率に応じて政党に議席が配分されることから、市議会議員はいずれも政党に所属して立候補することになるため、政党との関係は親密であるが、本節②と本設問の回答からは、2001年調査にも増して、政党との関係が良好であることがうかがえる。

#### ⑥議会の討論

市議会の討論の状況については、否定的な評価が若干増えている。2010年調査では、「よく機能している」(10.8%)と「まずまず機能している」(50.5%)という肯定的な評価が約6割(61.3%)で、「あまり機能していない」(31.2%)と「機能していない」(5.4%)という否定的な評価が4割弱(36.6%)となっている。

表17 議会における討論の状況

	2001年	2010年	差
よく機能している	7.1%	10.8%	3.7%
まずまず機能している	57.1%	50.5%	-6.6%
あまり機能していない	22.6%	31.2%	8.6%
機能していない	10.7%	5.4%	-5.3%
わからない	—	2.2%*	2.2%
無回答	2.4%	—	-2.4%

\*その他を回答した2名を含む。

しかし、2001年調査との比較では、「まずまず機能している」(57.1%→50.5%)が減少して、「あまり機能していない」(22.6%→31.2%)が増えている。結果的に、肯定的な評価が2001年の64.2%から2010年の61.3%へと減少し、否定的な評価が33.3%から36.6%に若干増加している。議会の討論については、必ずしも機能していると思っていない議員がいるようである。

### (3) 意思決定過程、住民投票

#### ①意思決定のアクター

2001年調査でも2010年調査でも、意思決定のアクターとして「有権者」が1位に入っている。しかも、「有権者」を1位に挙げる割合は2001年よりも2割近く増えている(41.7%→59.1%)。2位は両調査とも「市議会」であるが、その割合は1割以上増えている(48.8%→61.3%)。また、3位は「市参事会」で、こちらも1割近く増えている(32.1%→41.9%)。

表18 意思決定のアクター

	2001年				2010年				差*
	1位	2位	3位	1～3位	1位	2位	3位	1～3位	
有権者	41.7%	20.2%	13.1%	75.0%	59.1%	9.7%	11.8%	80.6%	5.6%
市議会	11.9%	48.8%	29.8%	90.5%	8.6%	61.3%	22.6%	92.5%	2.0%
市参事会	32.1%	16.1%	32.1%	80.3%	18.3%	22.6%	41.9%	82.8%	2.5%
市長	1.2%	—	2.4%	3.6%	1.1%	—	3.2%	4.3%	0.7%
自治体行政	11.9%	8.3%	16.7%	36.9%	12.9%	7.5%	7.5%	27.9%	-9.0%
利益集団	4.8%	9.5%	4.8%	19.1%	1.1%	2.2%	15.1%	18.4%	-0.7%
その他	—	1.2%	—	1.2%	—	—	—	—	-1.2%

\*「差」は2001年と2010年の1位から3位までの合計の差を示している。

ただし、1位から3位までを合計すると、いずれの調査でも「市議会」が最も多くなり、次いで「市参事会」で、「有権者」は三番目となる。2010年調査では、「有権者」が75.0%から80.6%へと5.6%増やしたものの、順位に変わりはない。なお、「自治体行政」は2001年に1位とした回答が11.9%で、2010年には12.9%に増えたが、1位から3位までの合計で36.9%から27.9%へと減少している。

## ②住民投票

本調査を実施した理由の1つが、直接民主制の手段の1つである住民投票を間接民主制の担い手である議員がどのように捉えているか、ということであった。本設問は、本調査の中でもとくに重要である。

2001年調査でも2010年調査でも、「住民投票の結果が市議会の議決に優越」を当然であると考えている回答はきわめて多い。しかも、2001年調査では「住民投票の結果が優越するとは思わない」という回答が2名(2.4%)あったが、2010年調査では皆無となり、無回答の2名(2.2%)を除くすべての回答者が、住民投票の結果が優越するのは「当然である」と回答している。2001年にも増して、議員は住民投票の優越性を認める結果となった。

表19 住民投票について（上段が2001年調査，中段が2010年調査，下段が両者の差）

	そう思う	そう思わない	DK	NA
住民投票の結果が市議会の議決に優越するのは当然である	96.4%	2.4%	—	1.2%
	97.8%	—	—	2.2%
	1.4%	-2.4%	—	1.0%
市議会の決定がしばしば住民投票の結果よりも優れている	36.9%	51.2%	7.1%	4.8%
	12.9%	72.0%	7.5%	7.5%
	-24.0%	20.8%	0.4%	2.7%
住民投票の大部分は廃止したほうがよい	7.1%	90.5%	2.4%	2.4%
	3.2%	86.0%	2.2%	8.6%
	-3.9%	-4.5%	-0.2%	6.2%

また、「市議会の決定がしばしば住民投票の結果よりも優れている」という意見に賛成する回答は前回よりも少なくなっており（36.9%→12.9%）、「そう思わない」という回答が2割近く増えている（51.2%→72.0%）。ここからも、議員は住民投票の結果を肯定的に捉えていることがうかがえる。

さらに、「住民投票の大部分は廃止したほうがよい」という問いには、賛成する回答が減少している（7.1%→3.2%）。ただし、「廃止したほうがよい」と思わない意見も減少している（90.5%→86.0%）。いずれの回答も減っているが、その分、無回答が増加している。ただし、依然として9割近くが住民投票制度を廃止することには否定的である。

以上のことから、チューリヒ市では市議会議員も住民投票を十分に認知しており、住民投票の結果の優位性や優越性を肯定する意見が多数を占めていることから、住民投票制度に対する市議会議員の信頼は高いと結論づけることができよう。

表20 今後の住民投票のあり方について

	2001年	2010年	差
拡大すべきである（市議会の権限を弱める）	10.7%	8.6%	-2.1%
今までと同じでよい	58.3%	78.5%	20.2%
縮小すべきである（市議会の権限を強める）	28.6%	8.6%	-20.0%
廃止すべきである	—	—	—
わからない	—	—	—
無回答	2.4%	1.1%	-1.3%
その他	—	3.2%	3.2%

続いて、今後の住民投票のあり方については、2010年調査では「今までと同じでよい」とする意見が8割近くを占めており、2001年調査と比較しても、2010年調査では2割以上増加している。反対に市議会の権限を強め、住民投票を縮小すべきであるという回答は2割減少している（28.6%→8.6%）。ここからも現行の住民投票制度に対して、市議会議員には肯定的な意見が多いことがわかる。

#### (4) 議員個人の特性など

##### ① チューリヒ市での居住年数

チューリヒ市での居住年数は、2001年調査では平均36.3年であったが、2010年調査では31.4年となっており、この10年ほどの間に平均で5年近く短くなっている。一般に、居住年数が長ければ、その土地に対する愛着が強くなると考えられるが、チューリヒ市議会議員の場合には平均の居住年数が短くなっている。

表21 チューリヒ市での居住年数

	2001年	2010年
最長	1929年以降	1943年以降
最短	1999年以降	2009年以降
平均	36.3年	31.4年

また、2001年調査では1929年以降の居住が最長で、1920年代から居住する議員がいたが、2010年には最長でも1943年以降となった。最短については、2001年調査が1999年であったが、2010年調査では2009年であることから、この約10年間でそのまま10年後ろにずれた形になる。その限りで新しい住民が市議会議員にリクルートされていると考えられる。2001年調査、2010年調査のいずれもチューリヒ市に居住するようになって1～2年で市議会議員になった住民がいることになる。

##### ② チューリヒ市で成長

「チューリヒ市で成長」についても、「居住年数」と同様に、長年チューリヒ市で成長した議員であれば、それだけ地域に愛着があると考えられる。結果としては、2001年調査と2010年調査では、チューリヒ市で成長したと回答した議員は1割以上減り（61.9%→50.5%）、同市で成長した議員とそうでない議員がほぼ同数となっている。

表22 チューリヒ市で成長

	2001年	2010年	差
はい	61.9%	50.5%	-11.4%
いいえ	36.9%	47.3%	10.4%
無回答	1.2%	2.2%	1.0%

以前に比べて、チューリヒ市の人口は増加傾向にあり<sup>7)</sup>、市外から流入してきた住民が議員になる可能性が高くなっているといえよう。もちろん、その地域で成長するか否かで議員としての資質に差が出るとは思えないが、同市での居住年数が短く、また成長していない議員に比べて、同市で成長し、長年にわたって居住している議員の方が、一般に当該地域に精通していると思われる。

③議員活動の時間

今日では、議会が扱わなければならない案件や課題も多く、議員の活動時間も増えているといわれている。議員の活動時間については、「会議（委員会を含む）のために週に費やす時間」が平均で2001年の7.3時間から2010年には8.7時間と1.4時間ほど増えている。

表23 議員活動の時間

	2001年	2010年	差
会議のための時間	7.3時間	8.7時間	1.4時間
議員活動の時間	13.2時間	14.9時間	1.7時間

また、「市議会議員の活動（通勤時間、シンポジウムでの討論など）のために全体で週に費やす時間」は13.2時間から14.9時間と、こちらも1.7時間ほど増えている。いずれも議員の活動は10年ほど前にくらべて増えている。チューリヒ市議会でも、議員の活動は年々増加する傾向にあるようで、その負担が課題となっているといえよう。

④総収入に占める実費弁償の割合

議員個人の総収入に占める市議会からの実費弁償がどの程度であるかを問うた設問では、実費弁償の割合は「どちらかというとき少ない」と「少ない（収入の1/4以下）」が2001年調査（89.3%）でも2010年調査（88.2%）でも9割近くを占めており、「多い（収入の3/4以上）」と「どちらかというとき多い」は6%ほどである。

ただし、2010年には「どちらかというとき少ない」が増えているのに対して、「少ない（収

表24 総収入に占める実費弁償の割合

	2001年	2010年	差
多い(収入の ¾ 以上)	2.4%	2.2%	-0.2%
どちらかという和多い	3.6%	4.3%	0.7%
どちらかというと少ない	8.3%	18.3%	10.0%
少ない(収入の ¼ 以下)	81.0%	69.9%	-11.1%
無回答	1.2%	5.4%	4.2%
その他	2.4%	—	-2.4%

入の ¼ 以下)」が減っており、2割弱(18.3%)が「どちらかというと少ない」を選択している。これは費用弁償の上昇と会議の時間が長くなったことが関係していると考えられる。ちなみに、費用弁償は2001年には会議の時間が2時間まで105フラン、3時間まで145フラン、4時間まで175フランであったが<sup>8)</sup>、その後増額されて、2011年からは2時間までは130フラン、以後30分ごとに30フランが加算され支給されるようになっている<sup>9)</sup>。

#### ⑤職業

市議会議員の職業について、2001年調査と2010年調査との比較で特徴的なのは、「自営業」が10%以上減少しているという点である。2001年には回答者の3割近く(28.9%)が「自営業」であったが、2010年には18.3%に減少している。

反対に、民間企業や公共サービスなどの管理職や従業員を生業としている議員が増えて

表25 職業(生業)

	2001年	2010年	差
民間企業に従事	8.3%	12.9%	4.6%
公共サービスに従事	17.9%	20.4%	2.5%
民間企業の管理職	16.7%	19.4%	2.7%
公共サービスの管理職	7.1%	10.8%	3.7%
自営業	28.9%	18.3%	-10.6%
家事・育児	1.2%	1.1%	-0.1%
年金生活者	3.6%	4.3%	0.7%
その他	6.0%	11.8%	5.8%
無回答	10.7%	1.1%	-9.6%

いる。また、「その他」の回答では複数の職業に従事する人も増えている。その結果、以前よりも特定の職業への偏りが少なくなっているといえよう。

2001年調査と2010年調査の全体を比較すると、総じて2010年調査の方が、意見のばらつ

きが少ないものの、設問によっては比較的増減の大きなものもある。

前回に比べて1割以上増加したのものには「議員の役割」の「チューリヒ市」,「意思決定の際」の「政党の方針に従う」があった。反対に1割以上減少したのものには、「市議会の機能」の「議会の政策の住民への説得」,「議員の役割」の「利益集団」,「意思決定の際」の「自らの考えに従って議決」があった。「所属政党とどれくらい見解が対立するか」では「しばしば対立する」は1割以上減っており、政党との関係は以前よりも良好なようである。

住民投票については、「市議会の決定がしばしば住民投票の結果よりも優れている」と思う意見が、2001年に比べて減少し、「そう思わない」という意見が増えた。また、「今後の住民投票のあり方については「今までと同じでよい」とする意見が増加し、「縮小すべきである（市議会の権限を強める）」という意見が減少している。現在の市議会議員は、住民投票に対しては以前にも増して、肯定的な意見が多くなっている。

議員個人の属性等では、チューリヒ市で成長した人、議員の活動時間は、2001年に比べて増えている。その一方で費用弁償が収入に占める割合が「少ない（1/4以下）」という議員が減り、「どちらかというとき少ない」が増えている。

## おわりにかえて

本稿では、チューリヒ市議会議員に対する意識調査の結果から、市議会（議員）と有権者、住民投票との関係、さらには市参事会などとの関係を明らかにするとともに、2001年と2010年の調査結果を比較して、議員の意識の変化を探ろうと試みた。

2010年調査では、市議会議員は「市議会」が意思決定過程で重要な役割を担っていると認識しつつも、その多くは「有権者」が「最も重要」と回答している。また、住民投票については、「住民投票の結果が議会の議決に優越するのは当然である」とほぼすべての回答者が考えており、しかも住民投票制度をいままでどおり維持すべきであると回答している。

2001年調査と2010年調査を比較すると、両者の間の増減幅が大きい回答も少なくなかった。とくに住民投票については、「市議会の決定がしばしば住民投票の結果よりも優れている」と思う意見が2割以上減少したのに対して、「そう思わない」という意見が2割増えている。また、「今後の住民投票のあり方については「今までと同じでよい」とする意見が2割増加し、「縮小すべきである（市議会の権限を強める）」という意見が2割減少している。以上のことから、現在の市議会議員は、住民投票に対して以前にも増して、肯定的な意見が多くなっていることが分かった。

さらに所属政党との関係が、2010年は2001年に比べても、良好であることも分かった。そのことは、「意思決定の際に考慮する」のは「政党の方針」であり、「所属政党」とは「めったに対立しない」と「まったく対立しない」が増加していることから、政党との関係の良好さがうかがえるといえよう。

直接民主制の一種である住民投票制度について、間接民主制の担い手である議員は一般に否定的であるといわれているが、スイス・チューリヒ市のように住民投票制度が確立し、日常的に利用されている場合には、直接民主制と間接民主制は「共存」することが確認された。少なくとも住民投票制度は議会と対立するものでもなければ、否定すべきものでもない。有権者の政治的決定に対しても、尊重していることが分かった。

本稿で試みてきたことは、住民投票が議会（議員）と「共存」するか、ということを経験者意識調査から探ることであった。それについてはこれまでの議論によって一定の成果があったと思われる。ただし、市議会の政党・党派ごとに回答に一定の傾向があるのか、また同様の調査を実施した諸都市との比較については、今後明らかにしていきたい。

(記)

本稿は、平成21～23年度科学研究費（基盤研究（C））「日米欧諸国の基礎的自治体における二元代表制と民意の反映に関する比較研究」（代表者：岡本三彦）の成果の一部である。

#### 註

- 1) 2001年調査の結果については、岡本三彦『現代スイスの都市と自治』早稲田大学出版部、2005年、206-242頁を参照されたい。
- 2) 調査時の政党別議席数は、社会民主党39名、スイス国民党24名、自由民主党17名、緑の党15名、自由主義緑の党12名、キリスト教民主国民党7名、その他が11名であった。
- 3) 住区（Quartier）は、チューリヒ市全域に34あって、12の行政区よりも身近な生活圏として機能している。
- 4) 「現在の参事会」とは、アンケートが実施された2010年時点のもので、2010-2014年任期の参事会を指す。ちなみに、参事会を構成する参事会員の所属政党は、社会民主党が4名、自由民主党と緑の党が各2名、キリスト教民主国民党が1名であった。その後、任期中に自由民主党の参事会員が辞職し補欠選挙が実施された結果、2013年4月からは社会民主党4名、緑の党2名、キリスト教民主国民党と左派のアルタナティブフェ・リスト各1名となっている。
- 5) チューリヒ市の「市議会実費弁償規則によれば、日当（2時間まで）130フラン、以降30分ごとに30フラン（最長8時間まで）となっている（Entschädigungsverordnung des Gemeinderats (EntschVO GR), Gemeinderatsbeschluss vom 2. September 2009 mit Änderungen bis 2. November 2011, Art.3)。

- 6) 2001年調査の回答者85名のうち所属政党が明らかな回答は65名で、内訳は社会民主党23名、スイス国民党12名、自由民主党14名、緑の党6名、キリスト教民主国民党6名、その他が4名であった。
- 7) チューリヒ市の人口は、2001年には36万2042人であったが、2011年には39万82人で、2001年から2010年の10年間で3万人(2万8040人)ほど増加したことになる(Stadt Zürich, Präsidialdepartement, Statistik Stadt Zürich Hrsg. Statistisches Jahrbuch der Stadt Zürich 2013, Statistik Stadt Zürich, 2013, S.41.) (PDF版)([http://www.stadt-zuerich.ch/content/prd/de/index/statistik/publikationsdatenbank/Jahrbuch/jahrbuch\\_2013/JB\\_2013.html](http://www.stadt-zuerich.ch/content/prd/de/index/statistik/publikationsdatenbank/Jahrbuch/jahrbuch_2013/JB_2013.html))。)
- 8) 「市議会の日当に関する議決 (Taggeld-Beschluss Gemeinderat)」(1998年1月28日議決、2001年10月31日改正)第1条。
- 9) 前掲脚注5を参照。

#### 参考文献

- Tobias Jaag, *Verwaltungsrecht des Kanton Zürich*, Schulthess Polygraphischer Verlag, Zürich, 1997.
- Ulrich Klöti, Peter Knoepfel, Hanspeter Kriesi, Wolf Linder, Zannis Papadopoulos, *Handbuch der Schweizer Politik*, 4., überarbeitete Auflage, Verlag Neue Zürcher Zeitung, 2006.
- Wolf Linder, *Swiss Democracy* (3rd Edition), Macmillan Press Ltd., 2010.
- Wolf Linder, *Schweizerische Demokratie: Institutionen-Prozesse-Perspektiven*, 3., vollständig überarbeitete und aktualisierte Auflage, Bern; Stuttgart; Wien: Haupt, 2012.
- Peter Saile, Marc Burgherr, *Das Initiativrecht der zürchersichen Parlamentsgemeinden: Gezeigt am Beispiel der Stadt Zürich*, Dike Verlag AG, Zürich: St.Gallen, 2011.
- Gemeindeordnung der Stadt Zürich vom 26. April 1970.
- Gesetz über das Gemeindewesen vom 6. Juni 1926.
- Statistisches Amt der Stadt Zürich, *Statistisches Amt der Stadt Zürich 2013*, 2013.
- 村松岐夫, 伊藤光利『地方議員の研究』日本経済新聞社, 1986年。
- 岡本三彦『現代スイスの都市と自治』早稲田大学出版部, 2005年。
- 今後の町村議会のあり方と自治制度に関する研究会『町村議会議員の活動実態と意識—町村議会議員意識調査結果を踏まえて—』全国町村議会議長会, 2013年。
- 今後の町村議会のあり方と自治制度に関する研究会『補遺—町村議会議員の活動実態と意識—町村議会議員意識調査結果を踏まえて—』全国町村議会議長会, 2013年。